

国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案要綱

一 国外犯に係る罰則

(第百二十二条の二関係)

正当な理由がない自衛隊の武器の使用の罪、上官の職務上の命令に対する多数共同しての反抗の罪、部隊の不法指揮の罪、防衛出動命令を受けた者による上官命令に対する反抗又は不服従の罪等自衛隊法に規定する一部の罪について、日本国外において犯した者にも適用し、又は刑法第二条の例に従うこと。

二 施行期日

(附則関係)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。